平成２４年（フ）第１７２号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地47棟203号
債務者　小寺　清一
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
京都市右京区西京極堤外町１番地12
債務者　辻本伊久子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
兵庫県姫路市飾磨区構５丁目84番地２　ボントン構201号、従前の住所兵庫県姫路市北条永良町18番地
債務者　川島　隆臣
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４７５号
兵庫県姫路市飾磨区構５丁目84番地２　ボントン構201号、従前の住所兵庫県姫路市北条永良町18番地
債務者　川島三知子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７９３号
広島市安佐南区大町東１丁目17番11―308号
債務者　日高　匡紀
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５５号
広島県廿日市市佐方１丁目２番24―６号
債務者　城野　孝史
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
広島市西区小河内町２丁目16番12―101号　ハイム下古田
債務者　一木　崇秀
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８号
広島市安佐南区八木８丁目６番36―203号
債務者　中田　満長
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２号
広島県廿日市市阿品１丁目１番27―202号
債務者　安部　達也
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
福岡県古賀市舞の里５丁目８番37号、住民票上の住所福岡市博多区博多駅南２丁目８番35号
債務者　小野原裕二
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９６号
福岡市早良区百道２丁目６番11―101号
債務者　長友　隆典
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４号
福岡県太宰府市吉松１丁目４番41―101号
債務者　白石　隆男
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８号
福岡市西区大字草場752番地１
債務者　手島　秀徳
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１号
福岡市城南区樋井川３丁目17番６―505号
債務者　小西　一実
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８６号
福岡市博多区板付４丁目11番８号
債務者　山崎　晃伺
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９２号
福岡市城南区梅林３丁目14番２号
債務者　矢野　茂則
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５４号
沖縄県那覇市牧志２丁目13番20―403号第一ワコーマンション
債務者　大城美奈子（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部